

# 視点・論点・ところてん

## 「特別の教科 道徳」に同志会のオルタナティブを！

### 1. 経緯

そもそも、今回の「特別の教科 道徳」となった経緯とは何なのか。今改訂では「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」と道徳科の目標が明示され「いじめの問題への対応の充実」が謳われている。

想起されるのは2011年 天津市立中学校でのいじめ自殺事件であろう。また、自殺事件発覚後ネットによる人違いデマ中傷、教育長襲撃、中学校爆破予告等の付随事件が多発したことも記憶に新しい。

**事件が起きた天津市立中学校は事件前年度まで「道徳教育実践研究事業」文科省指定推進校**であり、「いじめをしない、させない、見逃さない、許さない」というスローガンを掲げていた事実がある。推進校としての報告で道徳教育に「効果があった」とするからには「いじめが存在する」訳にはいかない、という心理が働き、学校・教委はいじめの事実を隠蔽したのではないかという指摘がある。『競争で教師を締め付け「いじめがある＝教師の管理がなってない」ような評価を下し、給与にも反映させるようなことを是とするような教育施策を進めら

れば、なかったことにしようとする隠蔽体質になるのは当然だろう。』大阪の現場の一人として当時このように SNS に投げ、未知のアカウントから反応を多数受けたことを思い出す。

事件は社会を揺るがしただけに、政治屋は火事場のここぞと持論を展開した。橋下徹「教委不要論」、藤原和博「校長にもっと民間人を」の類である。そして2013年6月、重大ないじめの場合には自治体や文部科学省への報告義務を課すという「いじめ防止対策推進法」が政権与党他の賛成多数により可決成立、今改訂に影響を及ぼした。猛批判を浴びつつ義務教育に「道徳」が設定されたのは岸信介内閣。今回「特別の教科 道徳」は安倍晋三内閣。教育基本法改悪しかり、祖父をなぞって歴史に名を残すためには手段を選ばないようである。

### 2. 現場の感覚として

現場感覚として肌でわかることは、道徳教育を『推進』という名で数値化させペーパーを提出させたとしても、効果はないばかりか、現場は萎縮し疲弊し、真に必要なものへの時間を割かれ、さらに深刻な事態を助長するのみ、ということである。現に、学習指導要領解説作成協力

者・富岡榮はこう記す。「もし、いじめ問題が発生した場合、道徳科の授業の質や量ともに保障できていないとするならば、その責任が問われることになる場合があるかもしれません」

(注1)。新たな管理の"道具"であると関係者が明言しているのである。今改訂、表面上の文言は「国際社会の中で調和的に対応できる高い倫理観」などと一見反論しにくい体を持っているが、それで覆い隠しているのは政権への「忖度」である。教科書会社が自主規制的にパン屋を和菓子屋に変更するような、財務省があり得ないディスカウントで土地を払い下げのような、気味の悪い「忖度」。「教育勅語は使っていない」などとうそぶく現政権の顔色を伺うのが当然、という空気になっていく。真に道徳的価値を身につけるべきは「書類に残らないパワハラ」を繰り返しても全く反省がない政治権力者ではないのか。

### 3. 体育同志会として、のオルタナティブ

では、「特別の教科 道徳」に取って代わる、体育同志会がこれまで積み上げてきた教育活動とは何なのか。

まず、大阪支部が牽引してきたと言って過言ではない、健康教育実践群が想起される。労働環境、みんどこ、環境ホルモン、原発、泉南アスベスト、食。「利潤追求か、生命か」。児童生徒とともに根源的な問いを対話で探る同志会の健康教育は、例えば規制緩和や行き過ぎた資本主義などによる「倫理の欠如」に当然行き着くことになる。「考え、議論する道徳」「国際社会の中で調和的に対応できる高い倫理観」を今改訂が謳い、記述式で評価をせよと言うのであれば、これほどマッチした教育活動はあるまい。そしてさらに深めるのであれば、根源的に基本とすべき日本国憲法、子どもの権利条約を思考の過程に含ませていくことが展望されよう。

SNS では、集合知により今後のオルタナティブが日々展望されている。

例えば、子息が持ち帰った、東京都教委が配布する『5年道徳教材集』に対し菅野完

◆「権利と義務がワンセット」とか、トンデモを教えとる上に、「一人一人が進んで『義務』を果たすことが大切だ」って、なんだこれ。で、同じ教科書には、こういう「日本スゴイ」系の記述がある。もうね…ほんとにね…

憲法学者・木村草太 引用 RT

◆私なら、「憲法 12 条には『この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない』って書いてある。権利を主張する義務を果たさないと、権利は失われるんだよ。だから、みんなのためにも権利を主張しなきゃね。どんどん義務を果たそう！」って教える。

弁護士 伊藤和子 引用 RT

◆私から見ると今の道徳教育、PTA、組体操、ブラックバイト、そして AV 強要問題は全部繋がってる。ルールを守れ、権利より義務と教えられ、母は PTA を断れず、学校では組体操に強制的に参加。権利意識を教える場はどこにもない。そんな風に育った子が「なぜ AV を断れなかった？」と聞かれてもね。

紙面が尽きた。政治的存在でない教師など存在しない、とヴィゴツキーは言う。実践は運動であると捉え、「特別の教科 道徳」に対峙していきたいと思う。

(注1) 光村図書「特別の教科 道徳」ここが知りたいQ&A

